

令和2年度入札・契約制度改革の概要について


1. 最低制限価格・低入札調査基準価格算定モデルの変更

ダンピング受注防止の観点から、最低制限価格（ランダム係数を用いる場合は最低基準価格）、低入札調査基準価格を算定するための計算式について、平成31年3月28日付で中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）から示された、31年度モデルを適用します。

適用は、令和2年5月1日以降に発注する建設工事とします。

なお、31年度モデルを採用することにより変更となる点は、次のとおりです。

◆変更点

	現行モデル		新モデル
直接工事費	95%		97%
共通仮設費	90%		90%
現場管理費	90%		90%
一般管理費	55%		55%
上限（予定価格の）	90%		92%
下限（予定価格の）	70%		75%

2. 工事発注区分の見直しについて

○舗装工事の発注基準の見直し

舗装工事を最希望していないアスファルトプラント保有業者は、予定価格3,000万円以上6,000万円未満の舗装工事案件について参加できることとします。

適用は、令和2年5月1日以降に発注する案件とします。

3. 工事成績評価に基づく入札参加優遇措置の経過措置について

工事成績優良業者対象工事参加業者の選定基準につきましては、令和2年度まで新評価と旧評価の結果が混在することから、前年までと同様の経過措置を設けます。

<経過措置>

新評価と旧評価に、以下の通り、それぞれ基準点を設けます。

- ・新評価：72点以上（平成29年度以降に契約を締結した工事）
- ・旧評価：70点以上（平成28年度末までに契約を締結した工事）

優良判定年度と評価基準の新旧の関係

	経過措置対象期間						
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
平成29年度優良	旧	旧	旧				
平成30年度優良		旧	旧	旧・新			
令和元年度優良			旧	旧・新	新		
令和2年度優良				旧・新	新	新	
令和3年度優良					新	新	新

旧…旧評価による評価（70点）

新…新評価による評価（72点）

※工事成績優良業者の除外基準には、変更はありません。

<除外基準>

- ①全ての工事種別において、当該年度を含む過去2年間に、評定点65点未満を付与されたもの。
- ②当該年度を含む過去2年間に、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の指名停止措置（「不正又は不適切な行為」における「正当な理由無く競争入札等に参加しなかったとき」を除く。）を受けたもの。

4. 指名停止要領「(その他) 職員の職務を妨害」の適用手順

指名停止基準のうち、「職員の職務を妨害した者」（指名停止期間12か月）、「入札に際し、職員の指示に従わない場合」（同2か月）及び「監督員又は検査員の指示に従わない場合」（同2か月）について、下記のとおり取り扱うこととします。

ただし、基本的な手順であり、暴力行為又は警察による対応となる様な場合等、限度を超える行為があると判断した場合には、この手順によらず指名停止を行う場合があります。

<取扱い>

1. 該当する事象を確認した場合、契約課長又は工事担当課長等から口頭による注意を行います。
2. 口頭による注意を行ってもなお同様の行為を再度確認した場合、契約課長又は工事担当課長等から書面による警告を行います。
3. 書面による警告を行ってもなお同様の行為を再度確認した場合、再度、警告を行います。これにあわせて指名停止の審議を開始します。
4. 指名停止、入札参加制限等を行うこととなった場合には、契約課より

通知します。

5. 判断は登録業者ごとに行います。

該当するような事象を確認した場合には、指名停止措置を行うことを念頭に手続きを進めることとなります。場所は庁内・現場を問いません。また、対象となる職員等は、契約課、工事担当課職員に限定されませんので、改めてこのような言動等がないよう注意をしてください。

直接の暴力行為だけでなく、暴言、侮辱的発言等、職員を威圧し、畏怖させるような行動や事前に又は協議時に時間の指定を行ったにもかかわらず、それを超えて居座る等の行動についても対象となりますので注意してください。

5. 質疑回答期間の見直し

質疑のあった事項について、積算の為の時間を十分確保する為、一部の案件について質疑の回答期間の見直しを行います。各案件における具体的な受付、回答期日については、それぞれの公告等において示すこととします。

対象とする案件は、予定価格6,000万円以上の工事案件とします。

公告等に質疑期間等が記載されていない案件については、従来どおり入札心得のとおりとします。

6. その他の改正について

(1) 低入札価格調査制度の参加制限期間の緩和

低入札価格調査の対象となった業者に対する入札参加制限の期間を一律1か月としていますが、調査の終了により、それまでに落札決定を行った場合にはその日をもって解除できるよう変更します。

適用は、令和2年4月1日以降に発注する案件とします。

(2) 設計図書等のパスワード撤廃

公募の際にホームページ上で公開している設計書等について、今後はパスワードの設定を行いません。

7. その他連絡事項

(1) 交通安全施設の発注について

① 塗装工事における担当技術者の資格について

主工種が塗装工事となる案件については、次のような資格を有する技術者の配置が必要となります。当該案件への参加にあたっては、該当する

技術者の配置が可能か十分に確認をお願いします。

<必要となる資格>

- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 2級土木施工管理技士（種別：鋼構造物塗装）
- ・ 2級建築施工管理技士（種別：仕上げ）
- ・ 路面標示施工技能士
- ・ 実務経験（塗装工事） など

②単価契約における発注時の対応について

単価契約においては、緊急時の対応等を考慮し単価契約としています。当該案件への参加にあたっては、特記仕様書等の業務内容を確認し行ってください。

(2) 各種提出書類について

①宇治市競争入札等参加資格審査申請事項変更届について

業者登録時に、契約課へ提出いただいております営業所の専任技術者や資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）の内容に変更があった場合、速やかに変更届を提出いただきますようよろしくお願いします。（工事登録業者のみ）

②各種提出書類の厳格対応について

これまでから、入札参加表明時の添付書類の不足及び記載不備について、厳格に対応することを周知してきましたが、特に添付書類の不足については参加表明の意思が読み取れない場合があります。入札参加資格の審査資料であることをご理解いただくとともに、場合によっては審査脱落の対象となりますので、十分ご注意くださいようよろしくお願いします。

③経営規模等評価結果通知書の写しの提出について

経営規模等評価結果通知書については、運用上、指名通知の時点で有効な点数で契約課に提出のあったものを適用しています。

参加表明等の締切日において有効であっても、指名通知の日までに有効期限の切れるものについては、無効な点数として取り扱っておりますのでご注意ください。

(3) 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

既に宇治市ホームページ等でも周知していますように、国、府に準拠する中で、宇治市においても運用を実施しております。下請企業との請負金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等適切に対応していただきますようお願いいたします。

(4) 電子入札システムの手続について

電子入札につきまして、理由なく入札不参加の場合の指名停止措置（1か月）は行いませんが、入札の手続きが最後まで完了しているか改めて確認をお願いします。

また、トラブル等による各書類の未提出を防ぐためにも、十分時間に余裕を持って利用していただきますようお願いいたします。